

(施設名) 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場

【令和8年度】

○ 浸出水(生活環境4項目)の水質結果 (毎月1回測定)

採取場所	污水处理施設
------	--------

※浸出水は、国が定める基準値は、ありません。

単位:mg/L (ただし、phを除く)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	採取日	15日					
	報告日	22日					
水素イオン濃度(ph)		7.1					
生物学的酸素要求量(BOD)		5.3					
化学的酸素要求量(COD)		26					
浮遊物質(SS)		34					

項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取日						
	報告日						
水素イオン濃度(ph)							
生物学的酸素要求量(BOD)							
化学的酸素要求量(COD)							
浮遊物質(SS)							

○ 放流水(生活環境5項目)の水質結果 (毎月1回測定)

単位:mg/L  
(ただし、ph, 大腸菌数(コロ-形成単位/mL)除く)

項目		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	採取日		15日					
	報告日		22日					
水素イオン濃度(ph)		5.8~8.6	7.8					
生物学的酸素要求量(BOD)		60以下	1.9					
化学的酸素要求量(COD)		90以下	21					
浮遊物質(SS)		60以下	2.4					
大腸菌数		800	0					

項目		基準値	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	採取日							
	報告日							
水素イオン濃度(ph)		5.8~8.6						
生物学的酸素要求量(BOD)		60以下						
化学的酸素要求量(COD)		90以下						
浮遊物質(SS)		60以下						
大腸菌数		3,000						

(施設名) 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場

【令和8年度】

○ 放流水(生活環境8項目・有害物質28項目)の水質結果 (年2回測定)

		採取場所	汚水処理施設	
		単位:mg/L		
項目		基準値	測定1回目	測定2回目
	採取日			
	報告日			
生活環境	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	5以下		
	〃 (動植物油脂類)	30以下		
	フェノール類	5以下		
	銅	3以下		
	亜鉛	2以下		
	溶解性鉄	10以下		
	溶解性マンガン	10以下		
	クロム	2以下		
有害物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと0.0005未満		
	水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	0.005以下		
	カドミウム及びその化合物	0.03以下		
	鉛及びその化合物	0.1以下		
	有機磷化合物	1以下		
	六価クロム化合物	0.2以下		
	砒素及びその化合物	0.1以下		
	シアン化合物	1以下		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下		
	トリクロロエチレン	0.1以下		
	テトラクロロエチレン	0.1以下		
	ジクロロメタン	0.2以下		
	四塩化炭素	0.02以下		
	1. 2-ジクロロエタン	0.04以下		
	1. 1-ジクロロエチレン	1以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下		
	1. 1. 1-トリクロロエタン	3以下		
	1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06以下		
	1. 3-ジクロロプロペン	0.02以下		
	チウラム	0.06以下		
	シマジン	0.03以下		
	チオベンカルブ	0.2以下		
	ベンゼン	0.1以下		
	セレン及びその化合物	0.1以下		
	1. 4-ジオキサン	0.5以下		
	ほう素及びその化合物	50以下		
	ふっ素及びその化合物	15以下		
	アンモニア・亜硝酸及び硝酸化合物	200以下		

○ ダイオキシン類の水質結果

		採取場所	汚水処理施設
		単位:pg-TEQ/L	
項目		基準値	測定結果
	採取日		
	報告日		
ダイオキシン類 (年1回測定)		10以下	

※ ダイオキシン類の土壌結果

		採取場所	北側・南側周辺	
		単位:pg-TEQ/g		
項目		基準値	北側周辺 (上流モニタリング井付近)	南側周辺 (北電鉄塔下)
	採取日			
	報告日			
ダイオキシン類 (年1回測定)		1000.0以下		

※ 計量結果欄に < と表示されている数値は、定量限界値を示す。

※ 基準値中の「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
(法で定められた検査方法で、検査器が計量できない値)

(施設名) 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場

【令和8年度】

○ 地下水(生活環境5項目・有害物質25項目・その他1項目)およびダイオキシン類の水質結果

採取場所	上流側・下流側観測井
------	------------

(年1回測定)

単位:mg/L(ただし, ph, 大腸菌数(コロニー形成単位/mL)除く)

項目			基準値	上流側観測井	下流側観測井
	採取日	報告日			
生活環境	水素イオン濃度(pH)		/		
	生物学的酸素要求量(BOD)				
	化学的酸素要求量(COD)				
	浮遊物質(SS)				
	大腸菌数				
有害物質	アルキル水銀		検出されないこと0.0005未満		
	総水銀		0.0005以下		
	カドミウム		0.003以下		
	鉛		0.01以下		
	六価クロム		0.02以下		
	砒素		0.01以下		
	全シアン		検出されないこと0.1未満		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検出されないこと0.0005未満		
	トリクロロエチレン		0.01以下		
	テトラクロロエチレン		0.01以下		
	ジクロロメタン		0.02以下		
	四塩化炭素		0.002以下		
	1, 2-ジクロロエタン		0.004以下		
	1, 1-ジクロロエチレン		0.1以下		
	1, 2-ジクロロエチレン		0.04以下		
	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006以下		
	1, 3-ジクロロプロペン		0.002以下		
	チウラム		0.006以下		
	シマジン		0.003以下		
	チオベンカルブ		0.02以下		
	ベンゼン		0.01以下		
	セレン		0.01以下		
	1, 4-ジオキサン		0.05以下		
	クロロエチレン		0.002以下		
	その他				
塩化物イオン					

※ 生活環境5項目, その他1項目は国が定める基準値は, ありません。

○ ダイオキシン類の水質結果

採取場所	上流側・下流側観測井
------	------------

単位:pg-TEQ/L

項目			基準値	上流側観測井	下流側観測井
	採取日	報告日			
ダイオキシン類(年1回測定)			1.0以下		

※ 計量結果欄に < と表示されている数値は, 定量限界値を示す。

※ 基準値中の「検出されないこと」とは, 当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(法で定められた検査方法で, 検査器が計量できない値)

(施設名) 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場

【令和8年度】

○ 地下水(周縁地地下水における電気伝導率の測定結果:毎月1回測定)

測定単位:mS/m

採取地点	計測月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		15日	20日				
上流側観測井		0.377	0.332				
下流側観測井		0.237	0.222				
採取地点	計測月日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上流側観測井							
下流側観測井							

# 函館市七五郎沢最終処分場検体採取場所

